

青森県報

第五百九十六号

令和五年
四月七日
(金曜日)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……五
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域民局) ……六

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……六
- 右 同……………(西北地域民局) ……六
- 右 同……………(同) ……七
- 右 同……………(上北地域民局) ……七
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域民局) ……七
- 土地改良区の変更の認可……………(同) ……七

出先機関

告 示

青森県告示第二百九十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項

の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三五〇 一七六	令和 五・三・二六	株式会社 らみなとみ	八戸市湊 高台四丁 二〇一三の二	パリエール ホーム だまり家	八戸市新 井田平ノ 前七の一	令和 五・三・二六	住宅型有 料老人 ホーム
〇二五〇 一七七		株式会社 らみなとみ	八戸市湊 高台四丁 二〇一三の二	訪問介護 ステーション スモスコ	八戸市新 井田平ノ 前七の一		訪問介護

青森県告示第二百九十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査対象特定計量器

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

二 実施期日、実施場所及び検査対象区域

実施期日	実施場所	検査対象区域
令和五年五月八日 午前十時から午前十一時三十分まで	中郷公民館	黒石市
令和五年五月八日 午後一時から午後二時まで	六宝館	

令和五年五月九日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	令和五年五月十日 午前十時三十分から正午まで	令和五年五月十日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月十一日 午前十時三十分から正午まで	令和五年五月十一日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月十二日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月十二日 午前十時三十分から正午まで	令和五年五月十二日 午後一時から午後二時まで	令和五年五月十五日 午前十一時から正午まで	令和五年五月十六日 午前九時三十分から正午まで	令和五年五月十六日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月十七日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月十八日 午前九時三十分から正午まで	令和五年五月十八日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月十九日 午前九時三十分から正午まで	令和五年五月二十二日 午前十一時から正午まで	令和五年五月二十二日 午後一時から午後二時まで
津軽みらい農業協同組合山 りんごセンター	黒石市役所本庁前車庫							近川集会所	むつ市中央公民館	海上自衛隊大湊総監部	むつ市役所本庁舎開放エリ ア				小泊漁業協同組合	すくすくこども館
								むつ市							中泊町	

令和五年五月二十三日 午前十一時から正午まで	令和五年五月二十三日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月二十四日 午前九時三十分から正午まで	令和五年五月二十四日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月二十五日 午前十時三十分から正午まで	令和五年五月二十五日 午後一時から午後三時まで	令和五年五月二十六日 午前十時三十分から正午まで	令和五年六月一日 午前十時三十分から正午まで	令和五年六月一日 午後一時から午後三時まで	令和五年六月二日 午前十時三十分から正午まで	令和五年六月二日 午後一時から午後三時まで	令和五年六月五日 午前十一時から正午まで	令和五年六月五日 午後一時から午後三十分まで	令和五年六月六日 午前十時三十分から正午まで	令和五年六月七日 午前十時三十分から正午まで	令和五年六月八日 午前十時三十分から正午まで
つがるにしきた農業協同組 合内湯事業所倉庫(旧第六 号倉庫)	つがるにしきた農業協同組 合武田事業所倉庫(旧第二 号倉庫)	総合文化センターパルナス					津軽みらい農業協同組合沿 川支店倉庫	板柳町公民館			十三コミュニティセンター	太田集会所	市浦庁舎車庫	川倉ふれあいセンター	喜良市コミュニティセン ター
							板柳町			五所川原 市					

令和五年六月八日 午後一時三十分から午後三時まで	嘉瀬コミュニティセンター	鶴田町
令和五年六月九日 午前十時三十分から正午まで	金木総合支所	
令和五年六月九日 午後一時から午後二時まで	つがるにしきた農業協同組 合鶴翔ライスセンター	鶴田町
令和五年六月十二日 午前十時三十分から正午まで		
令和五年六月十二日 午後一時から午後二時まで	つがるにしきた農業協同組 合六号農業倉庫	鶴田町
令和五年六月十三日 午前十時三十分から正午まで		
令和五年六月十三日 午後一時から午後三時まで	鶴田町役場車庫	鶴田町
令和五年六月十四日 午後一時から午後三時まで		
令和五年六月十五日 午前九時三十分から正午まで	深浦町役場	深浦町
令和五年六月十五日 午後一時から午後三時まで		
令和五年六月十六日 午前九時三十分から正午まで	農村環境改善センター	深浦町
令和五年六月十九日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで		
令和五年六月十九日 午後一時から午後二時三十分まで	つがるにしきた農業協同組 合鳴沢リンゴセンター	鯉ヶ沢町
令和五年六月二十日 午前九時三十分から正午まで		
令和五年六月二十日 午後一時から午後二時三十分まで	山村開発センター	鯉ヶ沢町
令和五年六月二十一日 午前九時三十分から正午まで		

令和五年六月二十二日 午前十一時から午前十一時三十分まで	大白公民館	西目屋村
令和五年六月二十二日 午後一時から午後二時まで	西目屋村役場車庫	
令和五年六月二十六日 午前十時三十分から正午まで	富苑地区コミュニティセンター	つがる市
令和五年六月二十六日 午後一時から午後三時まで		
令和五年六月二十七日 午前九時三十分から正午まで	つがるにしきた農業協同組 合牛潟支店	つがる市
令和五年六月二十七日 午後一時から午後三時まで		
令和五年六月二十八日 午前十時から正午まで	つがるにしきた農業協同組 合つがる支店一号倉庫	つがる市
令和五年六月二十八日 午後一時から午後三時まで		
令和五年六月二十九日 午前十時から午前十一時三十分まで	つがるにしきた農業協同組 合繁田ライスセンター	つがる市
令和五年六月二十九日 午後一時から午後三十分まで		
令和五年六月三十日 午前十時から正午まで	つがるにしきた農業協同組 合川除支店	つがる市
令和五年六月三十日 午後一時から午後三時まで		
令和五年七月三日 午前十時から正午まで	柏農村環境改善センター	つがる市
令和五年七月三日 午後一時から午後二時まで		
令和五年七月四日 午前十時から正午まで	森田駐在所横車庫	つがる市
令和五年七月四日 午後一時から午後三時まで		
令和五年七月五日 午前十時三十分から正午まで	南広森コミュニティ消防センター	つがる市

令和五年七月五日 午後一時から午後三時まで	令和五年七月六日 午前九時三十分から正午まで	令和五年七月六日 午後一時から午後三時まで	令和五年七月七日 午前十時から正午まで	令和五年七月七日 午後一時から午後三時まで	令和五年七月十日 午前十一時から午前十一時三十分まで	令和五年七月十日 午後一時から午後二時まで	令和五年七月十日 午後二時三十分から午後三時まで	令和五年七月十一日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	令和五年七月十二日 午前九時三十分から正午まで	令和五年七月十三日 午前九時三十分から正午まで	令和五年七月十三日 午後一時から午後三時まで	令和五年七月十四日 午前九時三十分から正午まで	令和五年八月二十八日 午前十一時から正午まで	令和五年八月二十八日 午後一時から午後二時三十分まで	令和五年八月二十九日 午前九時三十分から正午まで
ごしょつがる農業協同組合 柴田倉庫	ごしょつがる農業協同組合 大畑倉庫	つがる市商工会前イベント 広場	谷地頭農民研修センター	六川目公民館	淋代地区コミュニティ集會 施設	おいらせ農業協同組合倉庫	春日台社会福祉センター	三沢市役所裏倉庫	おいらせ農業協同組合七百 出張所	六戸町役場車庫					
			三沢市												

令和五年八月三十日 午前十一時から正午まで	令和五年八月三十日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	令和五年八月三十一日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	令和五年八月三十一日 午後一時から午後三時まで	令和五年九月一日 午前九時三十分から午前十一時まで	令和五年九月四日 午前十時三十分から正午まで	令和五年九月五日 午前十時三十分から午前十一時まで	令和五年九月五日 午後一時から午後二時三十分まで	令和五年九月六日 午後一時から午後二時まで	令和五年九月七日 午前十時三十分から正午まで	令和五年九月七日 午後一時から午後二時まで	令和五年九月八日 午前十時三十分から正午まで	令和五年九月八日 午後一時から午後二時まで	令和五年九月十一日 午前十時三十分から正午まで	令和五年九月十一日 午後一時から午後三時まで	令和五年九月十二日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで
二川目地区生活会館	十和田おいらせ農業協同組合 しもいし支店一川目事業所	おいらせ町役場分庁舎第二 駐車場	おいらせ町役場本庁舎裏車庫	十和田おいらせ農業協同組合 下田支店野菜センター	徳万才地区コミュニティセンター	千曳地区学習等供用センター	中央公民館	北農村環境改善センター	東北町役場本庁舎裏車庫	坪地区農産加工等施設前倉庫	榎林地区加工等施設				
おいらせ町					東北町					七戸町					

令和五年九月十三日 午前十時三十分から正午まで	七戸町役場本庁舎裏車庫	
令和五年九月十三日 午後一時から午後二時三十分まで		
令和五年九月十四日 午前十時三十分から午前十一時まで	荒屋平精米所	
令和五年九月十四日 午後一時三十分から午後二時まで	元山谷精米所（高屋敷）	
令和五年九月十五日 午前十時三十分から正午まで	七戸町役場七戸庁舎車庫	
令和五年九月十五日 午後一時から午後二時三十分まで		
令和五年九月十九日 午前十時三十分から正午まで		
令和五年九月十九日 午後一時から午後二時三十分まで		
令和五年九月二十日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	千歳平地区公民館	六ヶ所村
令和五年九月二十日 午後一時から午後二時まで	倉内コミュニティセンター	
令和五年九月二十一日 午前十一時から正午まで	六ヶ所村役場平沼出張所	
令和五年九月二十二日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	泊地区イベント広場	
令和五年九月二十二日 午前十一時から正午まで	中央公民館	
令和五年九月二十二日 午後一時から午後一時三十分まで		
令和五年九月二十五日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	横浜町町民交流センター （旧南部小学校玄関前）	横浜町
令和五年九月二十五日 午後一時から午後二時まで	トラベルプラザサンシャイン	

三 検査を実施する指定定期検査機関の名称
 一般社団法人青森県計量協会

青森県告示第二百九十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十六日 午前九時三十分から正午まで	横浜町役場前	
令和五年九月二十七日 午後一時三十分から午後二時三十分まで	馬門公民館	野辺地町
令和五年九月二十八日 午前十時三十分から正午まで	町立体育館	
令和五年九月二十八日 午後一時から午後三時まで		
令和五年九月二十九日 午前十時三十分から正午まで		
令和五年九月二十九日 午後一時から午後二時三十分まで		
令和五年五月八日から同年十二月二十八日まで	計量法第二十一条第三項に規定する届出をした場合にあっては、特定計量器検査規程（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に該当する場合にあっては、検査対象特定計量器の所在の場所	黒石市 五所川原市 三沢市 むつ市 つがる市 深浦町 西目屋村 板柳町 鶴岡町 中泊町 野辺地町 七戸町 横濱町 東青町 六ヶ所村 おいらせ町

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

本通支店

北海道函館市本通二丁目

を削る。

青森県告示第二百九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
奥戸	下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七 佐々木 明 下北郡大間町大字奥戸字材木村二六の一 和田 順一 二 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の 小谷 幸夫	令和五年四月 七日から同月 二十一日まで	奥戸漁業協 同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ホットハウス

二 氏名 相場豊彦

三 主たる営業所の所在地 青森市長島四丁目八の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇九二五号

五 取消年月日 令和五年三月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構

造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年一月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤一美装

二 氏名 藤田一哉

三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町床舞豊原一の八

四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第四〇〇四九九号

五 取消年月日 令和五年三月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

令和五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 古川工務店

二 氏名 古川光春

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田三の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―三―）第七〇〇〇三八号

五 取消年月日 令和五年三月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 笹倉建設株式会社

二 代表者の氏名 本間正信

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字滝沢平二の一七四四

四 許可番号 青森県知事許可（特―三―）第九四一〇号

五 取消年月日 令和五年三月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を令和五年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年四月七日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、榎林土地改良区の榎林頭首工管理規程の変更を令和五年三月二十八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和五年四月七日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水水位によりかんがい取水を行い、毎年五月二十九日から九月七日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に関し必要な措置をとるものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭